

ねんさんのおはなし♪

おすすめですよ！口座振替

国民年金保険料の納め忘れはありませんか。「忙しくて…」「つい、うっかり…」といった理由でも保険料の納め忘れがあると、将来受け取る老齢基礎年金額が減額されたり、受けられなくなったりします。また、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

そこで、国民年金保険料の納付には、便利で安心、確実に口座振替をおすすめします。口座振替には、当月分保険料を当月末に引き落とすことより月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い6カ月前納・1年前納もあり、お得です。

口座振替の申出書は市民課、牛窓支所、長船支所、裳掛出張所、金融機関、年金事務所の各窓口にあります。希望する人は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参の上、申出書に必要な事項を記入して、各窓口へ提出してください。

■問い合わせ先  
市民課  
☎0869-22-1790  
岡山東年金事務所  
☎086-270-7928

長船B&G海洋センターでは、アクアビクス・水中歩行を中心とした水中運動教室を開催します。水の抵抗により全身運動ができる上、浮力により足腰に負担がかかりません。

①女性健康コース（4回シリーズ）  
▽日時 8月3日（水）、10日（水）、17日（水）、

■申込先  
・長船B&G海洋センター  
・社会教育課  
FAX 0869-34-4790  
社会教育課  
☎0869-34-5605

※日程の途中からでも参加できます。  
※電話での申し込みはできません。ご注意ください。

牛窓国際交流ヴィラ（牛窓町牛窓）は、外国人向けの宿泊施設として岡山県が運営していましたが、平成21年4月に閉鎖されました。その後、施設改修が行われ、平成23年3月に市に無償譲渡されました。



ヴィラのロビーから望む瀬戸内の多島美

利用形態	利用料金（税込）
ツイン 1人1泊	3,800円
シングルユース	上記に割増 500円
貸切（10名まで）	30,000円

※素泊まりのみとなります。  
※キッチンが共同です。  
各部屋にトイレ、風呂があります。

参加してみませんか  
水中運動教室

■問い合わせ先  
まちづくり推進課  
☎0869-22-1031  
施設についての問い合わせ・予約先  
日本オリーブ（株）  
☎0869-34-2370

▽日時 8月5日（金）、12日（金）、19日（金）、26日（金）午後7～8時  
▽対象 市内在住、在勤、在学者（年齢・性別不問）  
▽参加費 1回400円  
▽定員 30人程度  
▽申込方法 市内スポーツ公園・海洋センターなどに備え付けの申込用紙で、直接またはFAXでお申し込みください。

※日程の途中からでも参加できます。  
※電話での申し込みはできません。ご注意ください。

瀬戸内市牛窓国際交流ヴィラ  
リニューアルオープン

オープンしました。ヴィラとは「別荘」「山荘」という意味です。当ヴィラ

は、牛窓港、前島などの多島美を望む好位置にあり、近くには佐竹徳画伯のアトリエなどもあります。ぜひご利用ください。

▽利用料金 左表のとおり  
※利用には事前に予約が必要

▽予約受付時間  
午前9時～午後5時  
▽場所 牛窓町牛窓496  
▽駐車場 10台分（無料）  
※ヴィラの管理は、指定管理者制度を活用し、日本オリーブ（株）に委託しています。

24日（水）午後7～8時  
▽対象 市内在住、在勤、在学の女性  
▽参加費 1回400円  
▽定員 20人程度  
②水中リラクゼーション教室（4回シリーズ）  
▽日時 8月5日（金）、12日（金）、19日（金）、26日（金）午後7～8時  
▽対象 市内在住、在勤、在学者（年齢・性別不問）  
▽参加費 1回400円  
▽定員 20人程度

児童扶養手当などを紹介します。  
児童扶養手当は、父母が離婚するなどした児童を養育する人に対して支給する手当です。  
特別児童扶養手当は、障害のある児童を養育する人などに支給する手当です。  
特別障害者手当、障害児

■届出先  
福祉事務所（ゆめトピア長船）  
☎0869-26-8001  
保健福祉部邑久分室  
☎0869-22-1810  
牛窓支所  
☎0869-34-3431  
裳掛出張所  
☎0869-25-0004

児童扶養手当  
などを紹介

届出は期間内に提出を

福祉手当は、障害のある本人に支給する手当です。各手当の詳細は、下表をご覧ください。  
現在手当を受けておらず、該当すると思われる人は、ご相談ください。  
なお、すでに手当を受給している人は、毎年8月1日現在の状況を記載した「現況届（所得状況届）」の提出が必要です。書類を送付しますので、届出期間内に提出をお願いします。

手当名	児童扶養手当	特別児童扶養手当	特別障害者手当	障害児福祉手当	経過的福祉手当									
届出期間	8月1日（月）～8月31日（水）	8月11日（木）～9月9日（金）	8月11日（木）～9月9日（金）	8月11日（木）～9月9日（金）	8月11日（木）～9月9日（金）									
対象者	次のいずれかに該当する児童を養育している母、父、養育者 ・父母が婚姻を解消（離婚）した児童 ・父または母が一定の障害の状態にある児童 ・父または母の生死が明らかでない児童 ・父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童 ・父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 ・父または母が死亡した児童 ・母が婚姻によらない（未婚）で出産した児童	20歳未満の精神か身体に障害がある児童を家庭で監護している父母か、養育している養育者	20歳以上で、重度の障害を重複して有する人、これに準ずる程度の障害を有する人	20歳未満で、重度の障害が1つ以上ある人	※現在、新規認定はありません。									
対象外になるとき	・公的年金（遺族年金や障害年金）などを受給しているとき	・児童が児童入所施設、社会福祉入所施設などに入所しているとき ・児童が障害を支給事由とする年金を受け取ることができるとき	・障害者が社会福祉入所施設などに入所しているとき ・障害者が病院・診療所に継続して3カ月を超えて入院するに至ったとき	・障害児が児童入所施設・社会福祉入所施設などに入所しているとき ・障害児が障害を支給事由とする年金を受け取ることができるとき	・障害者が障害を支給事由とする年金を受け取ることができるとき ・障害者が社会福祉入所施設などに入所しているとき									
支給額	月額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>児童数</th> <th>全部支給</th> <th>一部支給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>41,550円</td> <td>41,540～9,810円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>46,550円</td> <td>46,540～14,810円</td> </tr> </tbody> </table> 以後児童が1人増すごとに3000円加算されます。 ※申請者本人、同居の扶養義務者の前年所得により、手当額が異なったり、全額停止になったりする支給制限があります。	児童数	全部支給	一部支給	1人	41,550円	41,540～9,810円	2人	46,550円	46,540～14,810円	1級（重度）月額50,550円 2級（中度）月額33,670円	月額26,340円 ※障害者本人、障害者を扶養する人などの前年所得による支給制限があります。	月額14,330円 ※障害児本人、障害児を扶養する人などの前年所得による支給制限があります。	月額14,330円 ※障害者本人、障害者を扶養する人などの前年所得による支給制限があります。
児童数	全部支給	一部支給												
1人	41,550円	41,540～9,810円												
2人	46,550円	46,540～14,810円												
支払時期	請求した日の属する月の翌月分から支給します。毎年4・8・12月の3回に分けて、それぞれの月の前月までの4カ月分をまとめて振り込みます。	請求した日の属する月の翌月分から支給します。毎年4・8・12月の3回に分けて、それぞれの月の前月までの3カ月分をまとめて振り込みます。	請求した日の属する月の翌月分から支給します。毎年2・5・8・11月の4回に分けて、それぞれの月の前月までの3カ月分をまとめて振り込みます。	請求した日の属する月の翌月分から支給します。毎年2・5・8・11月の4回に分けて、それぞれの月の前月までの3カ月分をまとめて振り込みます。	請求した日の属する月の翌月分から支給します。毎年2・5・8・11月の4回に分けて、それぞれの月の前月までの3カ月分をまとめて振り込みます。									
問い合わせ先	子育て支援課 ☎0869-26-5947	福祉課 ☎0869-26-5943												

知って得情報

